

温泉法の一部を改正する法律案のポイント

自然環境局

1 温泉分析機関の都道府県知事への登録

地方分権及び規制緩和の趣旨にのっとり、現行の環境大臣による温泉分析機関の指定制度を改め、



一定の検査能力のある機関（営利、非営利を問わず）を都道府県知事に登録する制度とする。

現在は、環境大臣が85の非営利の分析機関（国の機関12、都道府県・市町村の機関51、公益法人22）を指定。

改正後は、民間機関でも温泉成分の分析能力を確保するための分析機器、分析に従事する者に関する基準を満たせば、都道府県知事へ登録の上、分析業務を行うことが可能となる。

現行の指定制度は省令に基づくものである。平成8年の「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」の閣議決定により、本件のような分析機関については、平成12年度末までに法律上の整備を求められていることにも対応するもの。

2 温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等

現在、都道府県知事が温泉の成分等の掲示内容を把握、指導する仕組みが法律上ない。



知事が、掲示内容について、事前に把握・指導ができるよう、事前の届出、不適切な内容に関する改善命令を規定

現在は、法律上温泉の成分等の掲示義務はあるが、知事に対しては、省令で掲示内容の届出を規定しているのみ。

3 温泉の掘削等の許可の失効手続きの迅速化

現行法では、許可を受けた者が1年以上掘削に着手しない場合等において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可の取消ができない。



温泉掘削等の許可の有効期間を2年間とし、原則期限が到来すれば許可が失効することとする。

現在、許可を受けた者が、経済的理由等により掘削に着手しない、掘削用の機材を現場に放置するといった問題事例が滞留(全国で800件程度)。

現行法では、許可を受けた者が1年以上掘削に着手しない場合等において、都道府県知事は聴聞を行った上でなければ許可の取消ができないこととされている。

また、既存の許可が放置されると新規の掘削許可ができず、結果として温泉の有効利用の機会が失われる場合もある。

このようなことは、許可制度の適正や工事の安全面からも問題であるため、許可の有効期間を設けるもの。

なお、やむを得ない理由で期間内に完了しない場合には1回に限り、2年以内の延長が認められる。